

産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第1回）
議事録

日時：平成26年2月21日（金曜日）10：00～12：00

場所：経済産業省別館5階513会議室

議題

1. 委員ご紹介及び座長の互選について
2. 議事等の取扱いについて
3. 電気用品安全法の性能規定化と整合規格の確認手順について
4. 整合規格案の確認について

議事内容

○遠藤課長補佐　ただいまより、産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会第1回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきたいと思います。

今日は、委員の皆様にあられましては、大変ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

では、まず、事務局を代表いたしまして、製品安全課長の岡部より一言ご挨拶申し上げます。

○岡部製品安全課長　製品安全課長の岡部でございます。

皆様には既にご案内させていただいたとおりに思いますけれども、本ワーキンググループにつきましては、電気用品安全法の体系の中で、従来、省令のレベルで事細かに仕様を決めてきていたと。それを今年の1月1日から性能規定化をいたしました。省令で示された安全に関する事項がきちんと守られているという自己適合を証明していただければ結構でございますと。もちろん、PSEマークには丸と菱形とございまして、菱形については、その上でさらに第三者機関のほうでの認証というのが必要になりますけれども、基本的には、この省令で決められました安全レベルというものをきちんと守っていただくということで、大きく制度が変わっていったところだと思います。

ただ一方で、全ての事業者の方がこの性能規定を満たしているということを自分で全て立証するというのもなかなか大変だろうと考えておりまして、そのための目安としての整合規格というものを定めていこうとしているわけでございます。もちろん、整合規格以外のことであっても、ご自分で適合していることを立証していただければ結構ですけれども、なかなか難しい課題については、この整合規格に適合していることをきちんと確認してく

ださいという意味で、この整合規格というのは非常に重要な規格になってくると思います。

かつ、私どもの考えといたしまして、この整合規格については国際規格と調和するというものを考えております。これは内外で基本的には同じ基準で考える。ただ、その中で、日本独自の事情、地震とかいうものもございまして、日本独自の考え方というものも入れながらということになりますけれども、そういった J I S の公的な規格も活用しながら、この整合規格を進めてまいりたいと思います。

後ほど詳細についてはご説明させていただきますけれども、この整合規格を今後大体 3 年かけて整備していきたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、ぜひともこの整合規格ワーキンググループの活用にご発言をいただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○遠藤課長補佐 では次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元のほうに配付している資料でございます。

まず、資料番号打ってございませんが、議事次第ということで一枚紙のもの。

続きまして、資料 1 としまして、本ワーキングの委員名簿、五十音順のものがございません。同じく A 4 の一枚紙。

次に資料 2 といたしまして、「議事等の取扱いについて（案）」、A 4 一枚ものでございます。

次に資料 3 といたしまして、カラーの A 4 横 3 枚ものでございます。

続きまして、資料 4、同じく A 4 横、カラーで、「整合規格の適合性確認の基準と手順について」という資料でございます。続きまして、資料 4 別添といたしまして、経済産業省というロゴが入っております判この押したもの、「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について」というものでございます。

続きまして、資料 5、A 3 の Z 折りのものがはさまっておりますけれども、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈通達（別表第十二）の改正について」ということで、製品安全課のクレジットの資料でございます。

続きまして、資料 6、「別表第十二 国際規格等に準拠した基準（改正案）」ということで、A 4 縦の細かい表をお配りしております。

あと、資料 6 につきまして、委員に事前に配付したものと一部差し替えがございます。資料番号を打ってございませんけれども、色つきのこんな表、表と裏印刷したもの一枚紙を配付してございます。訂正などについては後ほどまた説明させていただきます。

最後になりますけれども、事前配付はしておりませんでした、(参考資料)「技術基準整合性チェックリスト」ということで、A4横、結構分厚いものをお配りしております。

配付資料は以上でございますけれども、皆様、お手元の資料に過不足等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

1. 委員ご紹介及び座長の互選について

さて、本ワーキングの座長につきましては、委員の皆様の互選によるものとなっておりますところでございますけれども、事務局といたしましては、三木委員に座長をお願いできないかと考えておりますが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、三木委員に座長にご就任いただき、以後の議事進行をお願いいたします。

○三木座長 初めにちょっとご挨拶させていただきます。ただいま座長に選任いただきました三木でございます。どうぞよろしくお願ひします。

これから私たちがやろうとしています、この電気用品整合規格検討ワーキングというのは、皆さん方の中に非常によくご存じの方がいらっしゃると思いますけれども、ぜひ皆様のご協力をいただきまして、このワーキング、円滑に進めてまいりたいと思います。どうか今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上、簡単ですが。

○遠藤課長補佐 ありがとうございます。

では、まず資料1に基づきまして、委員の皆様の紹介を簡単にさせていただきたいと思ひます。

まず、消費者の代表といたしまして、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会から、青柳委員。

続きまして、認証国際整合化の観点から、専門家といたしまして、IECEE国内審議委員会の委員長として梶屋委員をお願いしているところでございますが、本日は、所用につきご欠席でございます。

続きまして、電力高電圧分野の専門家といたしまして、東京大学の熊田委員。

続きまして、製品規格国際整合化の関係の専門家ということで、日本電気工業会から笹

子委員。

続きまして、検査機関の代表といたしまして、認証制度共同事務局の庄子委員。

続きまして、設備関係の専門家といたしまして、関東学院大学の高橋委員。

続きまして、事故分析、リスクアセスメントの専門家といたしまして、製品評価技術基盤機構の久本委員。

続きまして、EMC関係の専門家といたしまして、名古屋工業大学の藤原委員。

続きまして、消費者の代表といたしまして、消費生活コンサルタントの三浦委員。

三浦委員につきましては、所用につき、途中退席と伺っております。

続きまして、座長を引き受けていただきました三木委員でございますけれども、回転機・産業応用分野の専門家ということでお願いしております。

続きまして、自動制御の専門家といたしまして、産業技術総合研究所の持丸委員。本日、所用につきご欠席でございます。

続きまして、電気製品関係の専門家といたしまして、家電製品協会より山口委員。

以上12名の皆様に委員をお引き受けいただいております。本日は、10名の出席をいただいておりますので、会議として成立することを確認させていただきます。

2. 議事等の取扱いについて

○三木座長　それでは、今日は説明の時間がたくさん要すると思いますので、早速、次の議題に行きたいと思います。議題（2）の「議事等の取扱いについて」です。事務局、よろしくをお願いします。

○遠藤課長補佐　続きまして、資料2をご覧ください。本ワーキングにおきます資料等の公開についてですが、産業構造審議会の規定に基づきまして、原則公開という形で議論を進めたいと思っております。

なお、議事要旨につきましては、ワーキング終了後、速やかに公開、議事録につきましては、委員の皆様のご確認を得た上で公開させていただくということにしたいと思っております。

以上、よろしくをお願いします。

○三木座長　今ご説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。

よろしいですか。

では、今ご説明のとおり、そのようにさせていただきます。よろしく申し上げます。

3. 電気用品安全法の性能規定化と整合規格の確認手順について

それでは、次、(3)「電気用品安全法の性能規定化と整合規格の確認手順について」ということで、これも事務局のほうからお願いします。

○遠藤課長補佐 資料はお手元の3番と資料4になります。本日、第1回目のワーキングでございますので、活動を開始するに当たりましては、技術基準の性能規定化と整合規格を確認する手順について説明させていただきたいと思えます。

まず、資料3をご覧ください。この資料は、12月5日の製品安全小委員会にて設置につきましてご了承いただいたときの資料でございます。簡単に背景について説明させていただきます。

電気用品安全法、従来は国が品目ごとに細かい詳細を定めます、いわゆる性能仕様規定であったところがございますけれども、柔軟性に欠けるところがございます、日々進化する技術・新製品、あるいは国際的な規格の動向につきまして、なかなか迅速に対応できない面がありました。

これに対応するため、今回、電気用品安全法の技術基準省令を改正いたしまして、従来の技術基準が定める要求事項を整理しまして、資料3の右のほうに簡単にポイントをまとめてございますけれども、そういった20項目の要求事項に整理したものでございます。この要求事項を満たせば安全法上の要求事項は満たすとみなされますので、設計の自由度が高まります。そして、迅速かつ的確な商品開発が可能となることが期待されるところでございます。

ただ、余りにも抽象的過ぎまして、具体的にこれを満たしていくということを判断するのはなかなか手間がかかる、時間がかかるということがございまして、この技術基準省令を満たすものの目安としまして、今後、仕様規定を国際規格ともならみ合わせながら整備していくということになっております。

続きまして、開いていただきまして、そういった技術基準を具体化するものとしたしまして、整合規格というものを今後整備していくとございまして。従来より、IECなどの国際規格を日本国内で採用する際におきましては、言語の違い、あるいは電圧の違い、アースのとり方等、やはり差異がございますので、そういった差異を踏まえた上で、JIS規格にして使っていくというのが従来行われたところでございます。

こうした国際規格を整合させた J I S、あるいはそれ以外の公的規格というものを整合規格、技術基準省令を満たしたものを具体的に示すものとして積極的に採用していくという仕組みを今後進めていくと。いわゆる一種の技術基準のオープン化ということを進めていきまして、今後、迅速な国際的な技術動向に対応させていきたいと考えております。

また、最新の技術、製品等を反映させました J I S 等の公的規格を整備していくことによりまして、逆に、日本発の国際規格を提案するための足掛かりということも期待できると考えております。

2 ページ目の右側下の図、簡単に省令改正によります体系変更のイメージを示してございます。省令改正前のものが（現行）と表示したもので、技術基準の多くは省令で定めておったということでございます。今回の改正によりまして省令で定める部分は小さくなりまして、省令で規定している性能規定を具体化するものとして技術基準解釈通達というものを示してございまして、ここの部分が少し大きくなったというイメージでございます。

この技術基準解釈通達の別表第十二といたしまして、I E C 等の国際規格に準拠した基準として添付してございます。今後は、この別表第十二の部分をごんごん増やしていく、割合を高めていくという予定でございます。上の矢印で示しますように、概ね3年を目途に、現在の技術基準、仕様規定、別表一から十一までですか、そういったものをベースにしたものを J I S 規格に移行していこうと考えております。

続きまして3 ページ目でございますが、本ワーキンググループの設置の趣旨でございます。整合規格の候補でありますところの J I S 等の原案につきましては、主に民間において原案作成が行われているところでございます。こうした民間からの提案を受けた整合規格案が電安法の基準を満たしているかどうか確認するための体制整備の一環といたしまして、提案されました整合規格原案について総合的な観点からご意見を賜るという趣旨で、本ワーキングを設置しております。

具体的な審査の流れの体制のイメージとしましては左下にイメージ図を示してございますが、民間より提案いただきます J I S、あるいは電波雑音関係につきましては C I S P R、その他民間から提案される、民間規格団体ですが、それにつきまして国が審査すると。それを整合規格として通達の形で公表するということを想定しております。

右側でございますけれども、本ワーキングの調査の体系図と申しますか、産業構造審議会に商務流通情報分科会というのがございまして、その下に製品安全小委員会が設置されております。さらにその下に電気用品整合規格検討ワーキンググループということで、12

月5日の製安小委におきまして設置することを了承いただいております。

審議スケジュールですけれども、2月に第1回目の会合を、ちょっと遅れておりましたけれども、来年度以降、定期的な開催、年に2～3回程度行う予定でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして資料4のほうに移らせていただきまして、確認手順を説明させていただきたいと思っております。

先ほどのイメージ図をもう少し具体的に示したものが資料4になります。まず、審査基準といたしましては、整合規格として提案いただくものにつきましては、特定の者の都合の良いようなものを提案されては困るわけでございまして、まず提案者の要件ということでございます。フロー図の左側に書いてございます。

提案者につきましては、公平な規則・組織運営機構をもっていただくこと、あるいは審議内容を公開し、審議参加には制約をつけないことなどが要求されるところでございます。

続きまして、規格の内容自体の審査基準でございますけれども、右側の下、四角に囲んで示してございます。規格の公共性、あるいは策定プロセスにおける公平性・公開性、さらに技術基準、技術基準省令で要求しております要求事項に対する整合性、さらに4番目といたしましては技術的事項。具体的にそういったものを示していただかないと実際にテストできないわけですので、そういった技術事項の具体性。さらに5番目といたしまして、技術基準の妥当性、8つの審査基準をもとに整合規格の審査を行うということになっております。

これらの基準につきましては、先般、12月5日に開かれまして製安小委におきましてご了解いただき、審議官通達という形で、このプロセスの手続、あるいは審査基準につきましては公表しているところで、資料4の別添という形でお手元にお配りしております資料が、その公開しております審査基準とプロセスの手順について明確にしたものでございます。

1点、別添2というページを開いていただきまして、上のほう、第2パラグラフ、「なお、日本工業規格に関する審査は、(3)を除いた要件を満たしているものとして判断して行うものとする」と書いてございますけれども、JIS自体、審議のプロセスというのは、工業標準化法に則りまして、審査の公共性、公平性、公開性については十分満たしているものと判断されます。従いまして、JISの審査につきましては、(3)「技術基準との整合性」のみを観るというファーストトラックを採ることにしております。

資料4のフロー図に戻っていただきまして、今のところ、整合規格を提案いただくケースといたしまして、3つのケースを想定しております。まず最初がJ I Sでございます。その次が電波雑音関係、EMC関係の規格でございます。これらの国際規格につきましては、I E Cに属する団体といたしましてC I S P Rという団体がございます。歴史を紐解きますと、1934年に設立された機関でございます、歴史が長いものでございます。あと、他省庁との関係で、なかなかJ I S化し難いということがございますので、こういった一連の規格について、今回は提案ございませんけれども、今後、詳細について考えていく必要があるかと思っております。

想定されている3番目といたしまして、その他の団体規格ということでございます。新製品を開発した場合におきまして、J I S化されてはいないのだけれども、市場に出すに当たって電安法の要求事項をクリアしなくてはいけないが、技術基準、あるいはJ I S等が出されていない。でも、早く市場に出す必要がある。そういった場合に、団体規格としてそういった規格が提案されるのではないかと想定しております。

こういったものにつきまして、整合規格の提案者から国のほうに提案いただくということを想定しておりますが、整合規格の提案者につきましては、従来より、日本電気協会様が事務局を務められております電気用品調査委員会というところから、電安法の技術基準の改正について提案いただいているところでございます。そういった経験、知識、あるいは蓄積等がございますので、多くの場合は、その電気用品調査委員会が提案者として国に提案があるものと想定しております。

続きまして、提案者から国に提案があったものにつきましては、窓口といたしましては、手前ども、製品安全課でございます。国が技術審査を行うわけでございますけれども、そのうち技術基準との整合性の規格品については、N I T E（製品評価技術基盤機構）におきまして審査いただくということを想定しております。

その結果を踏まえまして、製品安全課のほうで一応確認したものにつきまして本ワーキングでお諮りいたしまして、総合的な観点から評価いただくということを想定しております。あるいは、場合によっては詳細な審議、新しい提案があった場合、そういったものが必要になるかと思っておりますけれども、その場合は専門家の方を追加でお呼びいただきまして、ヒアリング等を実施した上で確認していきたいと考えております。本ワーキングにおきまして了解、確認をいただいたものにつきまして、パブリックコメントをかけました上で、整合規格としての通達の公表という手順を進めていきたいと考えております。

あと、別紙といたしまして、そういった審査基準に基づくチェック項目のリストというものの様式を添付してございますけれども、基本的に、まず別紙1にありますように、要求事項8項目につきましてチェックする。J I Sの場合は、これらの3以外の要求事項は満たしているものと判断いたしまして、直接、別紙2として添付してございます技術基準との整合確認チェックシートを個別に一個一個チェックしていくということを想定しております。

以上、簡単ではございますが、整合規格ワーキング開催の背景及び今後の審査の手順につきまして説明させていただきました。

○三木座長　　ありがとうございました。

皆様のほうから何かご質問等ございましたら、どうぞお願いしたいと思います。

○高橋委員　　資料3の2ページ目に国際規格に準拠した基準とあるのですが、これは国際整合化を目指しているのか。例えばW T OのT B T協定に基づく整合化を目指しているのか。そのために、仕様規定にすることによってT B T協定に縛られるかどうか、その辺質問したいと思います。

○遠藤課長補佐　　採用するJ I S自体、制定する際に、そういったT B T関係の通報をやっていると聞いておりますので、J I S自体につきましては、別途、制定する際に審査手続をとります。

ただ、ご指摘のT B T通報につきましては、国際規格と整合していない新しい提案があった場合にはそれを採用するという場合には、当然のことながら、T B Tの通報の手続の必要があると考えております。

○三木座長　　よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

○山口委員　　グローバル化の中、性能規定化は時代の流れと考えております。性能規定化することによって製品の設計の自由度が高まって、また、国際整合で非常にメーカーとしては商品開発力にプラスになるものと思っております。その一方で、自由度が高まると、やはり安全に対する責任というものをより一層、従前以上に感じているところでございます。今回、整合規格の適合性確認のプロセスをご提示いただきまして、非常に明快で、また公平・公正・透明性が確保されたスキームを構築していただきまして、大変ありがとうございます。メーカーとしましても、公的規格の整備に向けてご協力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○三木座長 他にいかがでしょうか。

4. 整合規格案の確認について

それでは、次の議題に参りたいと思います。議題（４）になりますけれども、「整合規格案の確認について」ということでお願いします。

○遠藤課長補佐 本日最後の議題となります。資料５、資料６及び参考資料をごらんください。

まず、資料５、Ｚ折りになっていますＡ３の資料をご覧ください。今回、整合規格としてご確認いただきたいと考えております規格が１５規格ございます。これらの規格につきましては、従来の技術基準におきまして採用されておりましたＪＩＳ１５規格につきまして対応する国際規格、ＩＥＣ規格のバージョンアップのあったものについて対応したいというものでございます。

Ａ３の表の見方について簡単にご説明させていただきたいと思います。今回、１５規格お諮りいたしますけれども、大きく４つのグループに分かれております。番号１、２と打ってございます。これは家庭用の機器に使いますカプラ、いわゆるプラグとコンセント一体となった部分についての規格でございます。

続きまして、番号３番から６番、４規格ございますけれども、これは家庭用に使われず固定の電気設備用のスイッチということでございます。

次、３番目の分類といたしまして、番号７番、情報技術機器—安全性—第１部：一般要求事項という規格でございます。これらに対応する製品といたしまして、電話、コピー機とかシュレッターとか、そういった情報技術関係の機器の安全性を確認するための一般適用基準、非常に基本的な規格でございます。ほかの規格でもよく引用されている非常に大事な規格でございます。これにつきまして、対応するＩＥＣが最新になったということでございますので、なるべく至急に、国内におきましても最新のＩＥＣに対応したＪＩＳを電安法で引用する形にしたいと考えているものでございます。

最後、４番目のカテゴリーでございますが、番号８番から１５番の規格でございます。これは変圧器、トランス、あるいは電源装置、あるいはリアクトルとして使われるコイル類につきまして、安全性を求めるための規格でございます。これら４つのカテゴリーに分類される規格につきまして、今回、追加をお願いしたいと考えております。

あと、表の見方ですけれども、現行基準番号、現行本文という右側のカラムでございま

すけれども、これは現在、別表第十におきまして整合規格として引用されている J I S と、J I S に類する別紙、番号でいいますと 3 番から 6 番まで、現行本文のところに別紙と表記してございます。これは、実をいいますと、電安法におきまして国際整合化が謳われたときに、多くの場合は I E C に整合化した J I S を引用する形にしたものでございますけれども、当時、まだ I E C に対応する J I S がなかったものにつきましては、直接当時の大臣名で告示を出しておったわけですが、俗に二項基準といっておりました内容でございまして、この二項基準に別紙という形で直接 I E C を翻訳し、さらに国内での差異、デビエーションをつけたものを直接大臣告示に別紙という形でつけていた経緯があるものでございます。これにつきまして、今回、晴れて J I S を引用する形に変更したいと考えておるものでございます。

あと、現行基準番号というところの番号と J I S の番号が対応していないもの、例えば 1 番目のこれは対応してございません。従来、J I S というのは 4 桁の番号を使うというルールがございました。その関係で、こういう、一部 I E C の番号と J I S の番号が一致していないものがございまして、そのため、電安法でこういった基準を引用する際には、I E C の名前に準じたものを使いまして、J 番号というものを使って、混乱しないようにしておるところでございます。

さらに、現行基準番号、括弧の中に H21 とか H26 とか入っておりますが、これは電安法として採用した年、元号を記入している問題でございまして、今回採用いたします J I S に対応する J 番号につきましては、全て平成 26 年、H26 と入れてございます。

それからもう一つ、資料 5 の一番最後、A 3 一枚紙の 15 番目の規格ですけれども、先ほど、その対応する J I S が変更に伴ったものと説明しましたが、よくよくみますと、現行の基準の場合は 2—17、改正するものについては 2—16 となっております。これにつきましては、備考にも書いてございますけれども、従来の対応国際規格でありますところの I E C 61558—2—17 が、適用範囲の拡大に伴いまして規格番号を変更したという経緯があるものでございます。したがって、内容的にはバージョンアップに伴う移行と扱わせていただいております。

資料 5、おもて紙に戻りまして 2. でございますが、今回の改正基準といたしましては、改正する基準の数が 15 基準で、①といたしまして、採用済みの I E C に整合した暫定規格——ここで暫定規格と呼んでおりますものは、先ほどの説明にございました別紙でござい

ます。こういった暫定的に I E C を翻訳したものを使ったわけでございますけれども、これにつきまして、新たに制定された J I S に置き換えるものが 4 規格 4 基準ございます。

②採用済みの J I S を、より新しい版の I E C 規格に整合した J I S に置きかえるもの 11 規格、都合 15 規格につきまして改正したいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、本ワーキング終わり次第、パブリックコメントにかけまして、30 日間の後、4 月に改正の通達を出すという手続をとりたいと思っております。

施行につきましては、改正日から 3 カ月後。すなわち、順当にいきますと、4 月 1 日付で施行ということをご想定しております。

ただし書きにございますけれども、施行から 3 年の間は、置き換えた前、改正前の J I S につきましてはなお有効という扱いに、今回もさせていただきたいと思っております。これにつきましては、旧規格を引用する規格がある場合、あるいは対応する製品の在庫をもっておる場合など想定されますので、3 年間の移行期間を従来よりとっておりますので、それに準拠して、今回も 3 年間の猶予期間を設けさせていただきたいと考えております。

なお、資料 5 の 3. (3) のただし書きの文章ですけれども、「置き換える前の J I S によること」、J I S の後に、「J I S または別紙」とちょっと修正させていただきたいと思っております。別紙につきましても、なお 3 年間有効という扱いにしたいと考えておりますので、そのように訂正いただければと思います。

続きまして、資料 6 でございます。先ほど資料確認の際に紹介しました部分につきまして先に。18 ページ下の部分でございます。色づけしてございますけれども、「また、J I S 又は別紙において引用される電気用品の技術上の基準を定める省令は、原則、『電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について』のうち、該当する解釈に読み替えるものとする」という規定を入れさせていただきたいと考えております。

といたしますのも、J I S 規格の本文、あるいは別紙の中、よく読んでおりますと、改正した技術基準省令の本文自体を引用している箇所が多々あります。これを急に改正するというわけにはいきませんので、とりあえずこういう形で読み替えるという形をもって当座をしのぎたいと考えております。

対応する部分につきましては、今後、規格の改正、別紙の改正があった際には順次改正させていただきたいと考えております。

資料 6 の全体につきましてですが、これは現在、技術基準省令解釈の通達と出させてい

ただいておりますものの一部でございます。別表第十二といたしまして、国際規格等に準拠した規格の一覧表を公表させていただいているところでございます。今回改正する、対応するものは、めくっていただきまして3ページ目、まず第1グループのカプラ類につきまして、そこに色づけで示してございます。今ほどご説明いたしましたように、旧規格でありますところの2008年版のJ I Sにつきましても、今のところ、7月1日施行予定でございますので、3年後の平成29年6月30日まで、電安法における基準といたしましては、有効という形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

あと、9ページ目に、2つ目のグループでございますスイッチ類の規格、4カ所ばかり追加になっております。

続きまして、14ページ、これが情報技術機器の安全性の基本規格でありますところのJ I S C 6950—1：2012年版を追加する箇所でございます。

最後、16ページから17ページにかけまして、トランス、リアクトル類の規格7規格をこういう形で追加したいと考えております。

あと、最後ですけれども、(参考資料)といたしまして、お手元に追加で本日お配りした資料でございます。これは、先ほど手順のところの説明させていただきました技術基準省令への適合状況を個別に確認した資料でございます。技術基準自体は、全体的な要求事項でございますので、今回お諮りする規格の多くは製品規格でなくて部品規格でございますので、そもそも要求事項が該当しないというものがあります。

例えば、1枚めくっていただきまして3ページ目でございます。技術基準省令の第十三条におきましては、「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」ということを要求しております。ただ、今回お諮りする的是カプラでございますので、一般的にそういった電磁波を発生するものがないと考えられるところでございますので、この規格につきましては、この要求事項につきましては非該当と扱っていきたいと考えております。

それから、4ページ目及び5ページ目を開いていただきますと、技術基準省令第二十条の一号から四号、こちらのほうは長期使用製品安全制度というものを電安法では運用しております。具体的には、長期使用によって経年劣化が発生し、事故につながるおそれのあるものにつきましては、製造年や設計上の標準使用期間というものを表示いただくという制度をとっております。

これに対する要求事項でございます。具体的な製品名が実はその要求事項の中に掲げられておりまして、対象となるのは、第一号におきましては扇風機、換気扇、第二号にお

きましては電気冷房機、第三号につきましては洗濯機及び脱水機、四号につきましてはテレビというふうになっておりまして、実はよくよくみると、この要求事項自体がこういった製品に限定されるものでございます。したがいまして、この部品でございますカプラについては非該当と扱わせていただこうと思っております。

今回お諮りする15分野につきましては、こういった省令基準改正前、手順の改正前に申請があったものでございまして、本来であれば、こういった確認をしなくてもご確認いただける案件ではございますけれども、移行期間ということでございますので、念のため、こういった技術基準省令の整合状況につきまして個々に確認させていただき、今回、参考といたしまして資料を配付させていただきました。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。今のは資料5、6、それから参考資料ということでした。

なお、資料5の一番下から2行目ですか、J I Sの後に「又は別紙」というのを追加してほしいというお話がありました。

今のご説明につきまして、ご意見、あるいはご質問等ございますでしょうか。

○笹子委員 資料5の(2)に「採用済のIECに整合した暫定規格を」と書かれていますが、これは別紙のことをいっているということでしょうか。

○遠藤課長補佐 はい、そうでございます。

○三木座長 他にいかがでしょうか。

○高橋委員 特に情報技術機器に関してなのですが、これはインフラにも関係しますが、3P接地極プラグが採用されるかどうかという話で、私、建築、電気設備をやっていますので、インフラにも関係するのですが、待機電圧150ボルト以下ですから、余り感電の危険性はないのかもしれませんが、海外の情報技術機器が接地極のプラグをもっているのですね。そのときに、日本では2Pで、接地極、コンセントではございませんので対応できないのですよ。それを例えばパブリックコメントなどでどなたかがコメントしたときに、経産省さんはどのようにお考えなのか。その情報技術機器に合うかどうかわかりませんが、これが情報技術機器に関して問題になっているのですね。3P接地極プラグに日本は対応できないと。接地極がついていますので、コンセント入らないのですよ。そこをどう対応するか。

○遠藤課長補佐 その辺につきましては準備してございませんが、確認の上、後ほどご

連絡したいと思います。

○高橋委員　日本はそういう3P接地極つきコンセントを普及すべきなのか。要するに鶏と卵の議論なのですね。機器側で3Pプラグを用意すればいいのか。10年ぐらい前からこの話題になっているのですけれども、なかなか結論が出ませんで、これを機会に。

○遠藤課長補佐　機器側ですとこちら側の規格ですけれども、設備側になりますと、今度は違う法律、あっちのほうでみてもらわないと。確かにおっしゃるように、鶏と卵。

○高橋委員　それで感電防げるかどうかは別として、必ず接地極、接地されるというメリットがありますので、ぜひ。

○遠藤課長補佐　本来なら、安全性の観点からは、安全性を重視すべき当課としましては、どんどんプラグをつけてくださいねと別の課にいうのでしょうか。

○高橋委員　IEC規格ではそうなっているのです。それを日本、デビエーションで2Pでもという話はしているのですけれどもね。これを機会にぜひ実現したいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○遠藤課長補佐　当課だけでは、この場だけではちょっと難しい、非常に味わい深い宿題をいただいたと考えておりますので、関係部局、関係者ともちょっと相談いたしまして、日本としてどう対応するのかということをごちょっと考えさせていただきたいと思ひます。すみません。

○三木座長　宿題があったみたいで。他にいかがでしょうか。

参考資料は、今日はあくまでも参考資料ということでよろしいですね。

○遠藤課長補佐　はい。

○三木座長　ご質問でもよろしいと思ひますが。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

それでは、ご意見ありがとうございました。今、高橋委員からいただきました宿題は、また今後事務局のほうで対応するというごこと今日はおさめたいと思ひますけれども、その他ご意見なければ、今回提出がありました整合規格案は技術基準省令に適合しているということで、整合規格として妥当と判断するというごこと、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

一応事務局のほうで準備した資料のご説明は以上ですが、皆様のほうから何かございませぬか。

よろしいでしょうか。

事務局のほう、何かありましたら。

○遠藤課長補佐 次回のワーキングについてでございますけれども、実は3月には次の提案が、提案者であるところの電気用品調査委員会から課長宛てに要望があると聞いておりますので、それを迅速に処理したいと考えております。できましたら5月に次回のワーキングを開催したいと考えております。日程の詳細につきましては後日調整させていただきたいと考えておりますので、委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ということで、次回は5月ということで、また詳細はお知らせしたいと思います。

予定は2時間だったのですが、半分の時間で終わってしまいましたけれども、今後長くなる時もあると思います。それでは、第1回の電気用品整合規格検討ワーキンググループ、これで終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201